

栗東市議会基本条例（案）【議員提案条例】に対する パブリックコメントの実施結果について

栗東市議会では、「栗東市議会基本条例（案）」を策定するにあたり、同条例（案）についての意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

お寄せいただきましたご意見により、更に議論が深まりましたことに対しお礼を申し上げますとともに、参考となる貴重なご意見等を同条例（案）に反映させることができました。

以下、栗東市議会の考え方につきまして、皆様にお知らせします。

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成25年5月20日(月)から6月17日(月)まで
- (2) 周知方法 議会広報、市ホームページ
- (3) 閲覧場所 情報公開コーナー、議会事務局、各コミュニティセンター

2 意見募集の結果

- 意見の提出者数 5人
- 意見内容の数 22項目

3 意見の内容とそれに対する考え方

	項目等	意見の内容	意見に対する考え方
1	前文	<p>日本語として稚拙な文章である。「見える」「参画できる」「魅力ある」とか、内実が不明確な言葉の羅列が鼻につく。冗長であり不要なかつ書きが多い。何より格調がまるでない。全面的な書き直しを要する。</p> <p>【対案】</p> <p>日本国憲法は、地方自治を定めている。これは広く市民に身近な社会生活に対する決定権を保障したものである。この地方自治は、市民の負託の下に、地方公共団体が担うのであるが、それは首長と議会の二元代表制の仕組みで営まれる。</p> <p>地方公共団体の議会は、市民の多様な意見を代表して議論し、市民の幸福の増進のために政策をつくっていくことを使命としている。それは行政とは独立した立場でなされるものであるから、首長による行政運営を監視及び評価することでもある。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>前文は、本議会が議会基本条例を制定するに当たっての議会の決意表明であり、議会のあるべき姿や進むべき方向についての思いを表しています。</p>

	項目等	意見の内容	意見に対する考え方
		<p>私たち栗東市議会は、自らに与えられたこの役割が重大なものであることを深く自覚する。そして、現在の姿が、市民の期待に添うものであるか、不断に点検し必要な改革を進めて行かなければならないと考える。そのことによってこそ、地方自治法の定める「民主的にして能率的な行政の確保」と「地方公共団体の健全な発達」は可能になるであろう。そこで、栗東市議会は、これからも「市民に身近で信頼される議会」を主体的かつ積極的に目指すことを宣言し、最高規範として、ここに「栗東市議会基本条例」を制定する。</p>	
2	前文	<p>前文の記載にあたり、前文という記載がありません。なぜ省略されているのでしょうか。</p> <p>その中で議会は、市長とともに市民の負託に応える責務を負っている。という記載がありますが、市役所の立場が抜けているのではないのでしょうか？市長、市役所とともに と記載されるべきでは</p> <p>信頼される議会としてのあるべき姿である。</p> <p>あるべき姿が、あまりにも抽象的で、曖昧すぎる記述だと思います。あるべき は省いた方がよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>「見出し」は、条文の内容を簡潔に表現することで、条文の内容の理解と検索・引用の便に供するものですので、法制上は前文には付けないとされています。</p> <p>市長は、市を代表し統轄する執行機関であり、市役所を記載せずとも意味は読み取れますので、条例案のとおりとさせていただきます。</p> <p>信頼される議会としてのあるべき姿とは、市民の皆さんにわかりやすく、参画できる議会に、また、合議機関として市民と一緒に考えながら十分な議論ができる議会に改革し、「市民によく見え、魅力ある議会」を築いていくことを表しています。</p> <p>前文には、議会はどうかあるべきかを踏まえ、地方主権時代を見据えた新たな議会像としてその表現を用いています。</p>

	項目等	意見の内容	意見に対する考え方
3	逐条解説 前文	<p>逐条解説で、前文の解説において、市民の定義(イ)市内に通学し、又は通勤する人と、説明されているが、第8条関係の議会報告会の開催をどのように進めて行くのか、との関係から定義を変更する必要はないか。</p>	<p>市民の定義については、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」では市内に通学し、又は通勤する人も市民に含まれます。それに準じた考え方をしております。</p> <p>また、議会報告会の開催に際しては、市内に住所を有するだけでなく、市内に通学・通勤される方々にも広報やインターネットを通じて情報提供を適宜行っていきます。</p>
4	第1条	<p>第1条 議会は、一人の首長に統率される行政とは違い、多数の議員による意思決定機関であるから、「民主的」という言葉は不可欠ではないか。</p> <p>【対案】</p> <p>この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営及び議員に係る基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応える民主的な議会を実現することによって、市民福祉の向上と市勢の伸展に寄与することを目的とする。</p>	<p>「民主的な議会」とは、住民の意思が十分に反映される議会のことをいい、条例案の全てが、「民主的な議会を実現することによって」の文言の趣旨を含んでおりますので、条例案のとおりとさせていただきます。</p>
5	第2条	<p>第2条 「真の地方自治」という言葉は、意味不明である。「偽の地方自治」もあるのか？</p>	<p>逐条解説第2条(理念)の解説でとの用語の説明をしております。</p> <p>「真の地方自治」とは、逐条解説の第1条(目的)の解説において「地方自治の本旨」について説明しておりますように、団体自治と住民自治により地方自治が行われていることをいいます。</p>

	項目等	意見の内容	意見に対する考え方
		<p>「地方主権の時代」はジャーナリズム用語。条例の文言として用いるのはいかがか。</p> <p>市民の多様性への言及も必要。「目指す」の繰り返しも不適切。</p> <p>【対案】</p> <p>議会は、市民に身近で信頼される議会を目指し、多様な市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、民主的な地方自治の実現をはかるものとする。</p>	<p>「地方主権の時代」とは、地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が急速に拡大していることが挙げられ、地方公共団体の意思決定機関としての議会の担うべき役割と責任は、今後、ますます重要となってくると考えられ、このような地方公共団体を取り巻く時代背景を表しています。</p> <p>これから、真の地方自治を推進するにあたり、議会が地方公共団体の自立に対応していくためには、この条例の趣旨に沿った活動を行っていくことにより、議会改革を進めていく必要があります。</p> <p>ご意見については、議会は、市民との様々な機会を通じて市民の意見を把握し、その意見を市政や議会運営に反映させることを定めていますので、現行の条例案の「市民の意思」の文言を「多様な市民の意思」に修正します。</p> <p>また、「目指すものとする」の文言を「図るものとする」に修正します。</p>
6	第4条	<p>第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。</p> <p>速やかに情報を掲載していただきたいのですが、議事録の公開に時間がかかりすぎています。わざわざ職員を置いて庁内にテレビ放送されているのですから、録画等の掲載も早急に取り組んでください。</p>	<p>本会議のインターネット中継については、その実現を目指し、現在検討中です。</p> <p>ご意見を参考に、今後も議会活動に関する情報を積極的、かつ、速やかに公開するなど、一層の議会改革に取り組んでまいります。</p>

	項目等	意見の内容	意見に対する考え方
7	第4条	<p>第4条(1) 「開かれた議会」は意味不明</p> <p>【対案】 市民に親しみやすく、わかりやすい議会の運営に努めること。</p>	<p>「開かれた議会」とは、議会は公平・公正な議会運営を行うとともに、その活動状況等を積極的に公開するなど、透明性を確保し、市民にわかりやすい議会を目指すことを定めたものであります。</p> <p>ご意見について、条文第4条第1号に「公平・公正性及び透明性を確保し」を加え、次のとおり修正します。</p> <p>(修正文) 市民にわかりやすく、公平・公正性及び透明性を確保し、開かれた議会の運営に努めること。</p>
8	第4条	<p>第4条(3)「参加」の意味を明確化すべき。</p> <p>「する」ではなく「させる」として主体性を強調すべきである。</p> <p>【対案】 多様な市民の市政参加を保障し、意見を政策形成に反映させること。</p>	<p>「多様な市民の参加」を「多様な市民の市政参加」に修正します。</p> <p>「反映すること。」を「反映させること。」に修正します。</p>
9	第4条	<p>第4条(4)会議が長引くことを無条件に許す根拠になる恐れがある。また形式的、儀礼的なムダを省くことを規定した条文も必要である。さらに、将来のペーパーレス化のことも考慮すべきである。</p> <p>【対案】 第4条(5) 無駄を省き、効率的で実質的な議会の運営に努めること。 (以下、条文の番号を繰り下げ)</p>	<p>ご意見について、議会の活動は、効率的・効果的な議会運営に努めることを前提としておりますので、条例案に規定すべき内容ではないと考えております。</p> <p>今後とも、無駄のないように見直していきます。</p>

	項目等	意見の内容	意見に対する考え方
10	第4条	<p>第4条(5) 「知る権利」を文 言に盛り込むべきである。滋賀県情 報公開条例は前文で「知る権利」を 明記しているが、個別の条文にはな い。条文に入れられたら画期的なこ とである。</p> <p>【対案】 市民の知る権利を尊重し、説明 責任を果たすこと。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>本議会は、本市の「情報公開条例 第1条(目的)」で、「この条例は、 市が保有する情報が本来的に住民 も共有するものであるという位置 付けのもとに知る権利を保障する ことにより、住民自治を実現すべく 行政への積極的な参加を促し、か つ、説明責任の原則の発展に努め、 もって行政への参加によるまちづ くり及び公正で透明な行政運営に 立脚した住民と市との信頼関係の 確保を実現するため、市が保有する 情報を広く公開することを目的と する。」と規定しており、この規定 に沿った議会活動を行っております。</p>
11	第4条	<p>第4条(6)「不断に見直す」は 不適切</p> <p>【対案】 議会運営に係る条例及び規則並 びに申し合わせ事項等を随時見直 すこと。</p>	<p>「不断に見直すこと。」とは、い つでも絶え間なく見直す姿勢を表 していますが、わかりやすくするた めに、「随時見直すこと。」に修正し ます。</p>
12	第5条	<p>第5条(1)「自覚」は「活動」 というよりも「倫理」にかかわるの で、「市民の代表として自覚をもっ て行動すること」は第21条に移動 させるべきである。</p> <p>【対案】 第5条(1)市政の課題等全般につ いて、市民の意見を的確に把握する とともに、不断の研さんに努めるこ と。</p>	<p>ご意見では、条文の「市民の代表と して自覚をもって行動すること」を 第21条に移動させるべきである とのことですが、議員は、主権を有 する市民の代表者として倫理観が 求められることから、常に自覚した 上で、その品位と名誉を保つよう努 めることが「政治倫理の向上に努 め」という条文に含まれていると考 えますので、移動させないものとし ます。</p> <p>なお、ご意見のとおり第5条第1 号の条文から「市民の代表として自 覚をもって行動すること」を削除 し、次のとおり修正します。</p>

	項目等	意見の内容	意見に対する考え方
			<p>(修正文)</p> <p>市政の課題等全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、不断の研さんに努めること。</p>
13	第6条	<p>いわゆる議員活動(祝電、来賓出席等)の虚礼に一定の歯止めをかける必要がある。ここで虚礼廃止を決めておき、具体的に何が「虚礼」に当たるのかは、申し合わせ等で決めればよい。</p> <p>第6条(虚礼の廃止) 議員は、議会外において虚礼としての活動をしてはならない。 (以下、条文の番号を繰り下げ)</p>	<p>議会は、市民の負託と信頼にこたえるため、公正で健全な議会政治を遂行するとともに、虚礼に関しても公職選挙法において規定されていますので、ご意見の条文案については新たに設けないことにいたします。</p>
14	第7条	<p>第7条 議会は、原則として全ての会議を公開するものとする。 4 議会は、原則として会議の配付資料等を傍聴人に公開するものとする。</p> <p>これについては、請求があれば、という事なのでしょうか? 今後は、傍聴受付の際に、自動的に配布されるのでしょうか。そのような無駄な事はせず、書画カメラなどを活用して、速やかに取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>ご意見の内容については、今後検討してまいります。</p>
15	第8条	<p>第8条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として議会報告会を行うものとする。 2 議会は、市民の意見を市政に反映するため懇談会の開催に努めるものとする。</p> <p>具体的な、開催回数、頻度、開催場所についても明記していただきたい。</p>	<p>報告会・懇談会の開催に関する詳細事項については、条例に規定することは馴染まないと考えます。</p> <p>ご意見については、5月に実施した議会報告会・懇談会アンケート調査の結果を参考として、今後、実施要綱等を制定し、実施したいと考えております。</p>

	項目等	意見の内容	意見に対する考え方
16	第9条	<p>「第三章 市民と議会との関係」に市民のプライバシー尊重の項目が必要である。</p> <p>【対案】</p> <p>第9条 議会は、その活動にあたって、市民のプライバシーが侵害されることのないように配慮しなければならない。</p> <p>(以下、条文の番号を繰り下げ)</p>	<p>市民のプライバシーを尊重することは、たいへん重要なことであると考えます。</p> <p>本議会は、本市人権擁護都市宣言に基づき制定した「人権擁護に関する条例」により人権尊重のまちづくりを推進するとともに、「情報公開条例第3条(基本原則)第2号」で、「プライバシーの保護に十分配慮し、プライバシーの侵害のおそれのないよう最大限の配慮を行うこと。」とした規定により、議員活動をこれに準じて行っています。</p> <p>よって、ご意見の条文案については新たに設けないことにいたします。</p>
17	第11条	<p>第11条 反問権で「市長等」の範囲が不明確である。条文の中に定義する必要があるのではないか。逐条解説での説明では弱い。</p>	<p>逐条解説第11条(反問権)の解説で「市長等」を説明してまいります。</p> <p>「市長等」とは、市長及びその他の執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう)の長とその職員をいい、議長及び委員長の許可があれば、第11条(反問権)の趣旨に沿った反問(逆質問)ができます。</p>
18	第16条	<p>第16条の「その他の活動」は、事後報告すれば何にでも使えるように読めるので、「法の抜け穴」になりかねない。「栗東市議会政務活動費の交付に関する条例」でも、「第6条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」</p>	<p>ご意見について、本議会では、政務活動費を使用して行った調査研究活動については、その調査内容が議長に報告されており、その内容については、各年度終了後、収支報告書、証拠書類等により提出しています。</p> <p>ご意見の「その他活動」は事後報告すれば何にでも使えるように読めることですが、逐条解説で説明しておりますように、本市では「栗</p>

	項目等	意見の内容	意見に対する考え方
		<p>という。)に要する経費に対し交付する。」「2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」となっていることから整合性をとるべきである。</p> <p>【対案】 会派及び議員は、別に条例の定めるところにより、市政の課題と市民の意思を把握し、政策形成に資する活動、市民の福祉増進に資する活動に限り、その一部に政務活動費を充てることができる。</p>	<p>東市議会政務活動費の交付に関する条例」第6条の規定で政務活動費に充てることができる経費の範囲が定まっておりますことから、現行の条例案のとおりといたします。</p>
19	第20条	<p>第20条の(議会広報の充実)は「体制整備」の問題というよりも「市民と議会との関係」だから、第三章へ移動させるべきである。</p>	<p>ご意見として伺います。 議会及び議会活動に対する理解と信頼を深めるために、ここでは、多様な手段を講じて行うことを規定するもので、体制整備の範ちゅうであると考えます。</p>
20	第21条	<p>第9章の「議員の政治倫理、身分及び待遇」は、もっと広い範囲を想定すべきである。第5条(1)の「市民の代表として自覚をもって行動すること」は、こちらに入れるのがふさわしい。</p> <p>【対案】 第9章 議員の職業倫理、身分及び待遇 第21条 議員は、市民の代表であることを深く自覚し、常日頃から品位と節度ある言動に心がけなければならない。</p> <p>2 議員は、職務にあたって知り得た情報によって私的利益を得たり、または市民からその疑念を持たれることをしてはならない。</p> <p>3 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使したり、または市民からその疑念を持たれることをしてはならない。</p>	<p>ご意見では、条文の「市民の代表として自覚をもって行動すること」を第21条に移動させるべきであるとのことですが、議員は、主権を有する市民の代表者として倫理観が求められることから、常に自覚した上で、その品位と名誉を保つよう努めることが「政治倫理の向上に努め」という条文に含まれていると考えますので、移動させないものとします。</p> <p>また、対案の第9章 議員の職業倫理、身分及び待遇については、議員を職業として規定すべき内容ではないと考えますので、現行の条例案のとおりとさせていただきます。</p>

--	--	--	--

	項目等	意見の内容	意見に対する考え方
21	21条	<p>第21条 議員は、主権を有する市民の代表者として、政治倫理の向上に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。</p> <p>倫理については、別途綱領を定め、規定するべき。むしろ本条例を策定する前に、議員倫理綱領を策定していただきたい。</p>	<p>議員倫理綱領を策定することについては、今後必要であると認められる場合は、適切な対応をまいります。</p>
22	第21条	<p>第21条 議員の政治倫理には、良いことばかり謳っている。懲罰委員会などの規定を入れるべきである。</p>	<p>懲罰委員会に関しては、本議会の「委員会条例第6条(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)」並びに「会議規則第13章懲罰(第110条～第116条)」で謳われていますので、条例案に規定すべき内容ではないと考えます。</p>

